

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 富士市

* この公表は女性活躍推進法第21条（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）に基づき公表を行う。

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	83.9	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	66.0	%
全職員	61.7	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
部局長・次長相当職	99.4	%
課長相当職	83.7	%
課長補佐相当職	97.4	%
係長相当職	95.5	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	93.9	%
31～35年	96.1	%
26～30年	95.0	%
21～25年	86.2	%
16～20年	87.2	%
11～15年	90.5	%
6～10年	83.1	%
1～5年	76.2	%

【説明欄】

●任期の定めのない常勤職員の扶養手当と住居手当について、主たる生計維持者や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、給与の差異に影響している。扶養手当の受給者に占める割合は、男性81.9%、女性18.1%である。住居手当の受給者に占める割合は、男性54.2%、女性45.8%である。児童手当の受給者に占める割合は、男性81.4%、女性18.6%である。

●任期の定めのない常勤職員以外の職員数について、83.5%が女性であり、さらに、そのうち77.6%が会計年度任用職員で、短時間勤務の職員の割合が高いことから、女性の給与の割合にも影響を及ぼしている。

●任期の定めのない常勤職員について、勤続年数1～5年の職員には時間外勤務手当の支給額が男性職員に多いことから差異が生じている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。